

# 市町村が実施すべき主な対策（フェーズ別）一覧

9つのポイント	平時の備え
<u>1. 災害対応体制の実効性の確保</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>➢全庁的な水害対応業務の実施体制の確保</li><li>➢水害を踏まえた職員の参集体制の確保</li><li>➢独立した災害対策本部事務室の確保</li><li>➢重要な情報を確実に受信・発信できる機器の確保</li><li>➢長期化を踏まえた職員動員体制の検討</li><li>➢水害対応チェックリストの作成</li></ul>
<u>2. 情報の収集・発信と広報の円滑化</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>➢各種情報の収集、分析体制の強化</li><li>➢報道機関への対応ルールの明確化</li><li>➢住民からの問合せ窓口の一元化</li></ul>
<u>3. 避難対策</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>➢住民や関係機関との“顔の見える”関係の構築</li><li>➢住民への情報伝達</li><li>➢避難勧告・指示等の発令</li></ul>
<u>4. 避難所等における生活環境の確保</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>➢避難所運営体制の確立</li><li>➢避難所運営業務の整理</li></ul>
<u>5. 応援の受け入れ体制の確保</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>➢外部応援が想定される災害対策業務の把握</li><li>➢災害時相互応援協定の締結</li><li>➢受援計画の策定(受援調整組織を設置し対応を一元化)</li><li>➢受援計画の策定(応援を必要とする業務の整理)</li></ul>
<u>6. ボランティアとの連携・協働</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>➢ボランティア受入に関する役割の分担と平時からの連携</li></ul>
<u>7. 生活再建支援</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>➢被災者台帳の作成に向けた準備</li><li>➢住家被害認定調査・罹災証明書交付に係る実施体制の整備</li></ul>
<u>8. 災害救助法の適用</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>➢応急救助の実施検討</li></ul>
<u>9. 災害廃棄物対策</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>➢災害廃棄物処理計画の策定</li><li>➢災害廃棄物処理支援ネットワークの活用</li></ul>

初動段階 (発災前)	(発災後)	応急段階 (～1週間)	復旧段階 (1週間～1か月)
▶ <a href="#">多様な伝達手段による情報発信</a>			水害対応に要する期間は災害の規模や地域の実情により異なる
		▶ <a href="#">災害ボランティアセンターの開設・運営</a> ● → ▶ <a href="#">災害時におけるボランティア関係者との連携</a> ● →	
		▶ <a href="#">被災者台帳の作成・利用</a> ● → ▶ <a href="#">住家被害認定調査・罹災証明書交付に係る計画策定</a> ▶ <a href="#">住家被害認定調査の実施</a> ● → ▶ <a href="#">罹災証明書の交付</a> ▶ <a href="#">被災者生活再建支援金支給申請書の受理</a> ▶ <a href="#">激甚災害指定のための被害状況把握</a> ● →	
▶ <a href="#">災害救助法の適用</a>		▶ <a href="#">特別基準の要請</a>	
▶ <a href="#">災害廃棄物の分別</a>		▶ <a href="#">災害廃棄物の適切かつ円滑・迅速な処理及び再生利用</a>	

# 1. 災害対応体制の実効性の確保

## 被災の教訓を踏まえた取組の方向性

- 災害対策本部を運営する職員に過度な負担がかかり機能不全に陥ることのないよう、様々な災害対応業務を庁内各職員で分担させるようにしておく
- 面積の広い市町村の災害対策本部においては、災害現場の状況を迅速に把握し、適切な対応を行うことができるよう仕組みを構築しておく
- 情報収集・発信を多くの職員で分担するため、施設面では、災害対策本部を執務室とは別室に設けるとともに、着信が殺到して発信できなくなる事態を避けるため、外部に公開していない外線番号を有した通信機器を設ける
- 職員の参集ルールを定める場合においては、参集できない職員がいること、情報引継に時間を要することを考慮するとともに、各市町村の地域特性に応じた参集体制を整備する
- 職員の心身に多大な負担がかかることが多いため、健康管理や心のケアに十分留意する

## 実施すべき対策

### 全庁的な水害対応業務の実施体制の確保

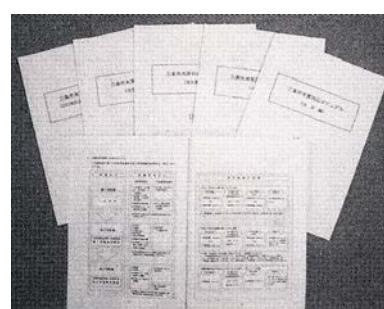
平時  
の備え

- 防災担当以外の職員も、特に初動対応時に迅速かつ的確に災害対応できるよう、各職員の業務を明確化した職員対応マニュアル等を整備し、平時から訓練や職員の意識啓発等を実施しておく
- 地域の実情に応じて、各地区での災害対策が迅速に実施できるよう災害対策支部等の設置を検討しておく

### 【参考1】マニュアルにより各課の災害対応活動を明確化している例 ～新潟県三条市～

#### 【災害対応活動の明確化】

- ▶ 新潟県三条市では、各班の行う災害対応活動について、「3時間以内の目標任務」、「24時間以内の目標任務」「5日又は3日以内の目標任務」として分類するとともに、「誰が」「何を」「行う」という視点で、各班(各課)マニュアルを作成している。
- ▶ また、マニュアルに基づく迅速な災害対応ができるよう、継続的に水害に対応した防災訓練を実施している。



三条市水害対応マニュアル

#### 【支部等の設置】

- ▶ 市内10か所に「災害対策(警戒)支部」を設置し、支部要員をあらかじめ指定(支部要員は、原則、居住地主義を採用)することで災害対応活動の迅速化を図っている。

出典：「三条市水害対応マニュアル(主なポイント)」

### 【参考2】防災部局以外への意識啓発の取組例 ～兵庫県豊岡市～

- ▶ 豊岡市では、防災部局だけが持っていた防災関連情報を広く全庁職員に提供するとともに、全職員参加の訓練を実施したりしている。また、防災担当部局以外の組織の職員に対し、災害対応の初動時や応急対策時に何をすべきかを考えさせて提出させたことで、あらためて防災計画を見直したり、防災に関する議論が深まつたりした。

出典：「水害時における避難・応急対策の今後のあり方について(報告)」

## 水害を踏まえた職員の参集体制の確保

平時  
の備え

初動  
段階

- 水害を踏まえた職員の参集想定を実施するとともに、河川毎に配備基準を定めておくなど地域特性に応じた参集体制を検討しておく
- 発災後、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに職員の非常参集を行う

### 【参考1】水害を踏まえた職員の参集を想定している事例～兵庫県佐用町～

#### ② 水害時の職員参集想定（勤務時間外）

- ア) 職員の参集が最も低いと考えられる休日で想定する。
- イ) 早い段階での配備となるため、車での移動で計算する。
- ウ) 降雨により視界が悪いことを考慮し通常の速度より遅い30km/hで計算する。
- エ) 1時間後、3時間後、12時間後、1日後、3日後、1ヶ月後で参集予測する。
- オ) 1時間後、3時間後は外出等により4割が参集できない。
- カ) 12時間後、1日後、3日後は被災等により1割が参集できない。

#### ■ 参集人員（%）

1時間後	3時間後	12時間後	1日後	3日後	1ヶ月後
57%	60%	90%	90%	90%	100%

※ 休日の参集を想定

出典：「佐用町業務継続計画」

### 【参考2】河川毎に職員の配備体制を定めている事例～新潟県三条市～

- ▶ 新潟県三条市では、「河川」、「土砂災害」、「特別警報の発令」に応じた職員の配備体制及び避難情報発令基準を定めている。
- ▶ また、例えば「河川」の配備体制は、河川毎（五十嵐川、刈谷田川、信濃川）に、水位に応じた体制が定められている。

出典：「三条市水害対応マニュアル（主なポイント）」

【参考となるガイドライン・通知等】

・「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」

## 独立した災害対策本部事務室の確保

平時  
の備え

初動  
段階

- 災害対応を実施する各班（課）及び関係機関との情報共有、調整を円滑に実施し、迅速な災害対応を実現するため、災害対策本部は平時の執務室とは独立したスペース（会議室等）を確保する

### 【参考】災害対策本部事務室設置のポイント

- ▶ 大部屋（会議室など）を転用して空間を確保
- ▶ 各班（課）+外部機関（自衛隊等）を同一空間に集約し運営
- ▶ 状況に応じて幹部を常駐
- ▶ マスコミ控え室、仮眠室等を別室に確保

出典：人と防災未来センター災害対策専門研修「災害対策本部の空間構成設計演習」に加筆

# 1. 災害対応体制の実効性の確保

平時  
の備え

## 重要な情報を確実に受信・発信できる機器の確保

- 河川事務所からのホットラインなどの受信や、都道府県への自衛隊災害派遣要請の依頼などの発信を確実に実施できるよう、多様な通信手段を確保しておく  
※通信手段のうち発災時にどれが一番つながりやすいかは、災害によって異なり、事前に特定することは困難であるので、複数の手段を準備
- 特に、非公開の外線番号を有した機器(災害時優先電話、衛星携帯電話等)を確保しておく
- 停電により通信手段が使用不能とならないよう非常用発電機等を確保するとともに、庁舎の浸水に備えて、発電機等の上層階や水密区画への移設や浸水防止板、土のうの準備をしておく(業務継続性の確保)

### 【参考1】通信手段の確保状況の確認

- ▶ 各通信手段の回線数や設置場所を確認  
※通信手段としては、災害時優先電話(固定電話、携帯電話)、防災行政無線(移動系)、衛星携帯電話、MCA無線、アマチュア無線があるほか、地域のインターネットが活用できれば、SNS、ツイッターなどがある(公衆電話も災害時優先電話である。)。
- ▶ 各通信手段の発災時の利用可能性(輻輳による発信制限の可能性、中継局の耐震性やその電源確保の状況、建物構造によっては電波状況など)を確認
- ▶ 衛星携帯電話については、充電等準備状況、職員の利用方法習得状況(訓練)も考慮
- ▶ 地域の電話回線そのものが利用可能であっても、庁舎内に設置している交換機の転倒、故障及び電源の喪失等によって電話が不通となることが考えられるため、交換機の転倒防止策の状況、交換機が故障した場合の通話可能性を確認  
※直通(代表番号を通さない)番号の場合...交換機故障時の利用可否を確認

出典:「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」

### 【参考2】災害時優先電話の留意点

- ▶ 災害時優先電話の回線数や設置場所(必要とされる場所に必要な台数が設置されているか)を事前に確認しておく
- ▶ 災害時優先電話は発信のみが優先。外部に公表することで受信が殺到し、利用できなくなるおそれがあるため、電話番号を外部に公表しないなどのルールの設定が必要
- ▶ 災害時優先電話であっても、地域の中継局・基地局等が水没等で被災すれば利用不可となるため、多様な通信手段を確保しておくことが重要

### 【参考3】衛星携帯電話

- ▶ 通信衛星を経由して電話サービスが提供される
- ▶ VSAT、ワイドスター、イリジウム、最近ではアイサットフォンなどの小型な衛星携帯電話サービスもある
- ▶ 通常の携帯電話では、通話が不可能な山岳地帯や砂漠地帯、海上や孤立地帯などで利用できる
- ▶ 電話するときは衛星方向に障害物のない場所を選ぶことが必要、このため着信機能について注意が必要



出典:「災害時に活用できる情報伝達手段」総務省関東総合通信局  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000361388.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000361388.pdf)

【参考となるガイドライン・通知等】

・[「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」](#)

#### 【参考4】電力を確保するための留意点等

- ▶ 災害対策本部や通信・ネットワーク機器に優先的に供給されるようにしておく
- ▶ 人命救助の観点から重要な「72時間」は、外部からの供給なしで稼働可能としておく
- ▶ 停電の長期化に備え、あらかじめ燃料販売事業者等と優先供給に関する協定の締結も検討しておくなど、1週間程度は災害対応に支障がないよう準備しておく
- ▶ 電力の確保状況、非常時の電力配分を確認するため、年に1回程度は、商用電源を切り、非常用を動かす訓練を実施する

#### 《停電が長期間に及んだ近年の災害の例》

平成27年台風第21号(与那国町)	: 5日間で100%復旧
平成27年9月関東・東北豪雨(常総市)	: 5日間で100%復旧
平成26年8月豪雨(広島市)	: 7日間で約99%復旧
平成23年東日本大震災(東北電力管内)	: 8日間で約94%復旧

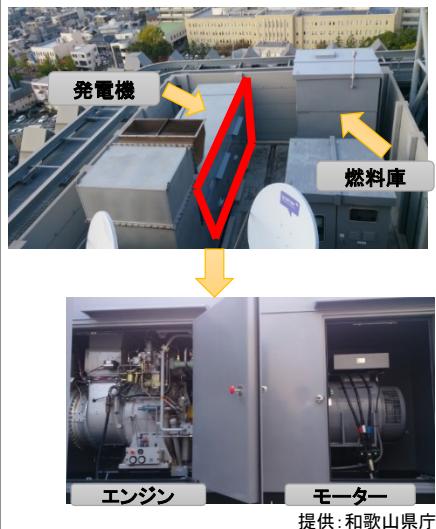
#### 【参考5】電力確保のための対策等

停電時に電力が供給される  
コンセントを区別し分かりやすくして  
いる例



#### 浸水に対する対策例

屋上に非常用電源を設置



提供: 和歌山県庁

#### 【参考となるガイドライン・通知等】

・「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」

### 長期化を踏まえた職員動員体制の検討

平時  
の備え

#### □ 災害の長期化を踏まえて、災害対応を行う職員の交替制を検討し、職員健康管理等に十分に配慮する

#### 【参考】交替体制の構築例～東京都江戸川区～

- ▶ 東京都江戸川区では、「各部局の責任者は職員の勤務状況を監督し、原則として職員が帰宅できない日が3日を超えることのないよう、部内における交替体制の構築に努める」としている。

出典:「江戸川区業務継続計画(震災編)」



気象・水象	国交省河川事務所からの情報	市町村の対応	チェック欄
○○水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 【○○水位観測所(水位○○m)】	洪水予報(氾濫警戒情報) ※○○部○○課にメール、FAXにより送付	防災体制をさらに強化する(第三次防災体制)※  ・首長もしくは代理者が登庁し、避難勧告等を発令できる体制をとる  ・水位等の監視体制を強化し10分毎の河川水位、雨量、降水量短時間予報を確認する  要配慮者施設、地下街、大規模事業者に洪水予報(氾濫警戒情報)を伝達する  避難準備情報を発令する  重要水防箇所や危険箇所の位置、氾濫シミュレーション等を確認し、避難勧告等の発令対象地域を検討する  避難が必要な状況が夜間・早朝になることが想定される場合は、早めに難勧告等の発令の判断を行う	
	水防警報(状況) ※○○部○○課にメール、FAXにより送付	水防団による巡回結果や水防活動の実施状況を把握し、水防上危険であると認められる箇所があるときは河川事務所に連絡して必要な措置を求める	
	ホットライン (河川事務所から予め定めた市町村担当者へ直接電話等で連絡)	過去の洪水との比較等、洪水の切迫性について確認する  必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請する  河川事務所長ヘリエゾンの派遣を要請する	
○○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合や到達するおそれがある場合 【○○水位観測所(水位○○m)】	洪水予報(氾濫危険情報) ※○○部○○課にメール、FAXにより送付	防災体制をさらに強化する(第四次防災体制)※  ・予め定めた防災対応の全職員が体制に入る  要配慮者施設、地下街、大規模事業者に洪水予報(氾濫危険情報)を伝達する  避難勧告又は避難指示を発令する (必要に応じ、ホットライン等により河川事務所へ対象地域を確認する)	
	ホットライン (河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡)	必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請する  リエゾンを通じ、河川事務所に災害対策機械の派遣などの支援を要請する	
	水防警報(状況) ※○○部○○課にメール、FAXにより送付	水防団の活動状況を確認し、必要に応じ都道府県へ自衛隊の派遣を要請する。また、水防団に対し必要に応じ安全な場所に退避を指示する	
堤防天端に水位が到達するおそれがある場合 【○○水位観測所(概ね水位○○m)】	洪水予報(氾濫危険情報) ※○○部○○課にメール、FAXにより送付	要配慮者施設、地下街、大規模事業者に洪水予報(氾濫危険情報)を伝達する	
	水防警報(状況) ※○○部○○課にメール、FAXにより送付	水防団の活動状況を確認し、必要に応じ都道府県へ自衛隊の派遣を要請する。また、水防団に対し必要に応じ安全な場所に退避を指示する	
	ホットライン (河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡)	氾濫シミュレーションの結果等を確認し、避難指示を発令する	
堤防の決壊等による氾濫が発生した場合	洪水予報(氾濫発生情報) ※○○部○○課にメール、FAXにより送付	要配慮者施設、地下街、大規模事業者に洪水予報(氾濫発生情報)を伝達する	
		住民に対し、堤防の決壊等の状況を周知する  水防団からの報告等により堤防の決壊をいち早く覚知した場合には、河川事務所、都道府県、所轄警察署等の関係機関に通知する。また、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。	
	ホットライン (河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡)	氾濫シミュレーション結果等を確認し、必要に応じ都道府県へ自衛隊の派遣を要請する	

高い

※「避難勧告等の判断伝達マニュアル作成ガイドライン(平成27年8月内閣府(防災担当))」に基づき記載しています。各項目については、各市町村の地域防災計画等に基づき見直しをお願いします。

## 2. 情報の収集・発信と広報の円滑化

### 被災の教訓を踏まえた取組の方向性

- 情報収集・発信・広報については、発災前の災害対応業務のうち最も多くを占める。初動期において多忙を極める情報収集等については、市町村の職員数にもよるが、可能であれば、情報収集等の専門班を設置するとともに、できるだけ多くの職員を充てられるようにしておく
- 情報収集等にあたる職員は、外部と電話等のやりとりも多く、専門的な知識をある程度持ち合わせていないと、外部との意思疎通で誤解が生じやすくなったり、情報の重要性を判断できなかったりするおそれがあるため、平時より災害時の知識の蓄積に努める
- 災害対策本部室に重要な情報をすぐに伝達し、情報のやりとりの行き違い等が生じないように、情報収集を行う担当については、災害対策本部の他の機能を有する担当と同一のスペースで活動する等の工夫に努める
- 水害においては、雨の降り始めの警戒段階から災害対策本部を設置する段階まで、徐々に災害の切迫度が高まっていく。職員参集や災害対策本部の設置等に遅れがないよう、収集した情報を十分に活かすことに努める
- 報道機関対応については専門の職員を報道専任者として配置し、定期的に記者説明を実施する
- 情報収集・発信の担当職員は、通信機器等の操作訓練を実施しておく
- 住民に危機が迫っていることを伝えるためにも、CATVやコミュニティFM等も含めた広報のあり方について、事前に決めておく



※外部からの情報は、災害が一定規模を超えると急激に増加し、処理しきれなくなるため、早めの体制構築が極めて重要



## 2. 情報の収集・発信と広報の円滑化

### 報道機関への対応ルールの明確化

平時  
の備え

初動  
段階

- 災害対策本部に広報責任者を明確に位置づけ、広報・報道対応窓口を一元化する
- 報道対応のルールを事前に決めておくとともに、報道機関の協力を得ながら、戦略的な広報を実施する

#### 【参考1】 報道対応のルール(例)

- ▶ 記者の災害対策本部事務局への立ち入りを制限し、報道機関用に別室を確保する。
- ▶ 定期的に記者会見を実施する。(記者には可能な限りこの場でまとめて質問するよう求める。発災当初ほど頻繁な実施に努める。)
- ▶ 報道機関向け広報掲示板を設置し、記者発表資料、被災場所等を書き込んだ地図等を張り出し、情報共有できるようにしておく。
- ▶ 本部会議の公開・非公開について、公開のメリット・デメリットを踏まえ、対応を検討しておく。

#### メリット(●)

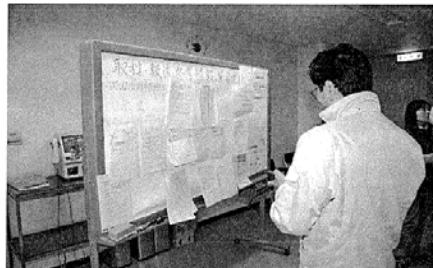
- 地元のマスコミからの取材対応の負担軽減
- マスコミ関係者との信頼関係の醸成
- 報道機関には、取材しても本部会議以上のニュースソースは無いと理解してもらえた
- 災害対応の透明性を確保できた

#### デメリット・課題(▼)

- ▼ 在京のマスコミからの取材(時間を選ばない電話取材)への対応
- ▼ 様々な情報が本部内で錯綜するため、マスコミの取材対応に負担がかかった
- ▼ 個人情報にかかる協議は困難

出典:「地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告」

#### 【参考2】 ホワイトボードや掲示板等を活用した情報共有



マスコミ向け情報掲示板　撮影:長岡市

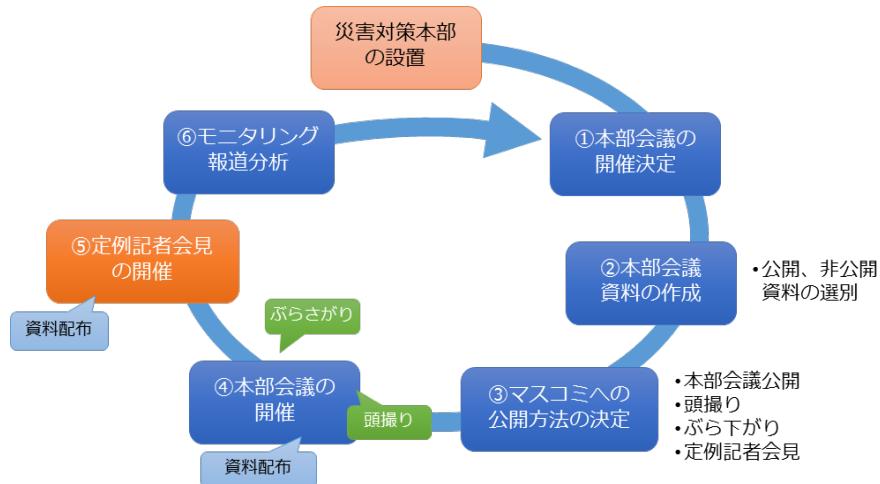
#### 【新潟県中越地震、長岡市】

「マスコミ向け情報掲示板」は、マスコミだけでなく、本部職員にとっても最新の情報を得るために有効だった。

出典:「地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告」

#### 【参考3】 戰略的な広報(例)

- ▶ 災害対応の目標と対応方針を明確に示す。
  - ・「被災者の救命・救助を第一に」等の目標とそのための対応方針を具体的に示す。
- ▶ 将来の災害対応の見通しを明確に述べる。
  - ・ 被災者に見通しを示すことで、安心感や信頼感を持ってもらう。
- ▶ 関係機関・団体や市民からの協力を仰ぐ。



出典:「防災スペシャリスト養成研修資料」







# 4. 避難所等における生活環境の確保

## 被災の教訓を踏まえた取組の方向性

- 避難所の運営は住民が主体となって行うべきものであることを、避難所運営マニュアルの作成、避難所運営訓練等を通じて周知する
- 避難所運営をバックアップする体制の確立は、市町村の災害対策業務の根幹の一つとして捉え、平時から防災担当(課)だけでなく、福祉担当(課)などの関係する部局が横断的な体制を組み、それぞれの役割を明確にする
- 災害時に衛生的なトイレを確保することが、被災者の健康維持のために極めて重要である。このため、平時にトイレの確保・配備の計画を立て、発災直後のトイレを確保するとともに、衛生的な環境維持に必要な物品等を用意する
- 避難所生活で特に配慮が必要な方のための福祉避難所や専用スペースを確保する
  - ✓ 福祉避難所は、一般の避難所では生活に支障が想定される要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児等)を受け入れるもので、バリアフリー化、相談・支援体制(人材)の確保等、特別な配慮が求められる。
  - ✓ 福祉避難所の指定については、施設や設備、体制等を考慮すると、まず社会福祉施設等が対象として想定される。
  - ✓ 他方で、これにこだわらず、一般の避難所の中に福祉避難スペース(室)を設置することなども考えられ、状況に応じた様々な方法で福祉避難所機能を確保すべきである。

## 実施すべき対策

平時  
の備え

### ● 避難所運営体制の確立

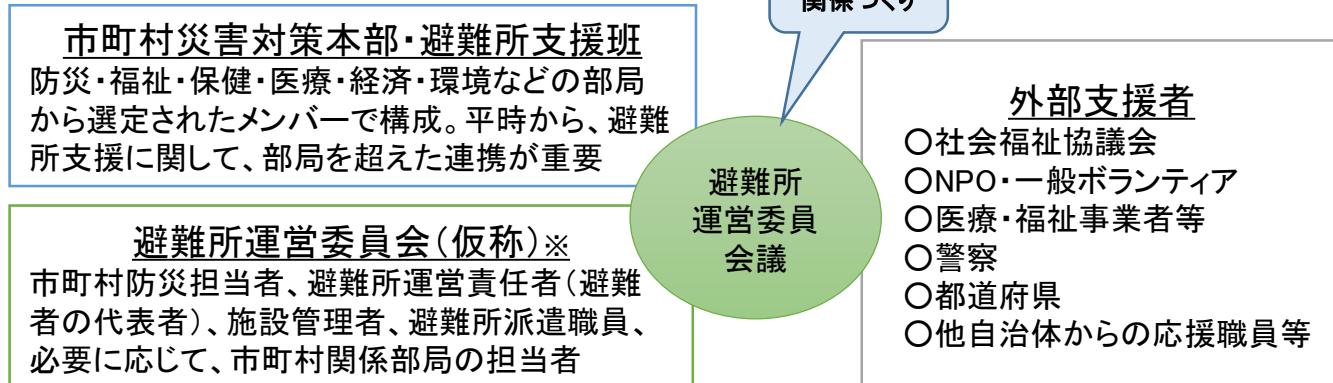
#### □ 災害対策本部に避難所支援班を位置付けておく

- ✓ 避難所支援班として、避難所運営を支援するために必要な部局からメンバーを選定する
- ✓ 避難所支援班として、社会福祉協議会など府外の支援者を選定する

#### □ 各避難所に避難所運営委員会(仮称)を設置しておく

- ✓ 避難所運営委員会(仮称)は、市町村防災担当者、避難者の代表者(平時は自治会長等)や役員等、施設管理者、避難所派遣職員、市町村関係部局の担当者等で構成する
- ✓ 避難所運営マニュアルの作成や避難所の運営に関する会議を定期的に開催する。会議の内容に応じて、市町村の関係部局や外部支援者が参加できる体制づくりが望まれる

### 避難所運営体制イメージ図



※避難所運営委員会(仮称)とは、地域住民が行政機関等と連携しながら、主体的に避難所を運営するために設置される会をいう

## ● 避難所運営業務の整理

- 「避難所運営ガイドライン」を活用し、全庁体制で避難所運営業務を洗い出し、事前の備えを推進しておく

### 1. 運営体制の確立

#### 留意事項

- ✓ 初動の具体的な事前の想定をし、避難所となる施設の二次被害の可能性を確認したり、施設の被害状況の把握のために必要な書類を作成すること。
- ✓ 災害時には被災者支援のための業務が爆発的に増加するため、人的支援の要請手段等、受援体制を確立しておくこと。また、多様なニーズに応えられるボランティア組織等との顔の見える体制を確保すること。
- ✓ 帰宅困難者への対応の必要性を認識すること。
- ✓ 在宅避難者の安否確認方法を検討すること。

### 2. 避難所の運営

#### 留意事項

- ✓ 避難所の使用可否について判断し、避難者の受付、名簿の作成、ルールの周知など、運営サイクルを確立すること。
- ✓ 避難者の情報ニーズに対応するため、情報伝達手段の確保に努め、また、予備電源や発電装置を確保すること。
- ✓ 局所的な水害等であれば、比較的早い段階で温かい食事の確保に努めること。
- ✓ トイレ等備蓄物資の保管場所は、特に浸水区域内の避難所では、建物の上層階に設けること。
- ✓ ライフラインの途絶や集団生活という条件により、避難所では、さまざまな感染症、食中毒などのリスクが高まるため、発災直後から衛生管理・健康管理に取り組むこと。
- ✓ 健康被害を防止するために、簡易ベッドを導入するなど寝床を改善すること。
- ✓ 被災後に入浴できる環境を確保することは、体を清潔にすることや、ストレスを解消する効果も期待できるため、既存の施設などと協定の締結等の対策を検討すること。

### 3. ニーズへの対応

#### 留意事項

- ✓ 要配慮者に対する避難所での支援の中で、女性や子どもに対する支援は理解されにくい（例えば、妊婦への支援はどうしたら良いか等）ため、「避難所運営」の話し合いの場において、女性の参画を得るなどして、平時から共通の認識を持っておく必要があること。
- ✓ 避難所のペット対策については、事前にペット同伴避難のルールを決めておくこと。

### 4. 避難所の解消

#### 留意事項

- ✓ 避難所を設置する時には、「解消」の時期についても考え、住まいの確保その他の被災者への支援と合わせて、見通しを示すことが早期復旧に繋がること。

※「8. 災害救助法の適用」も参照のこと。

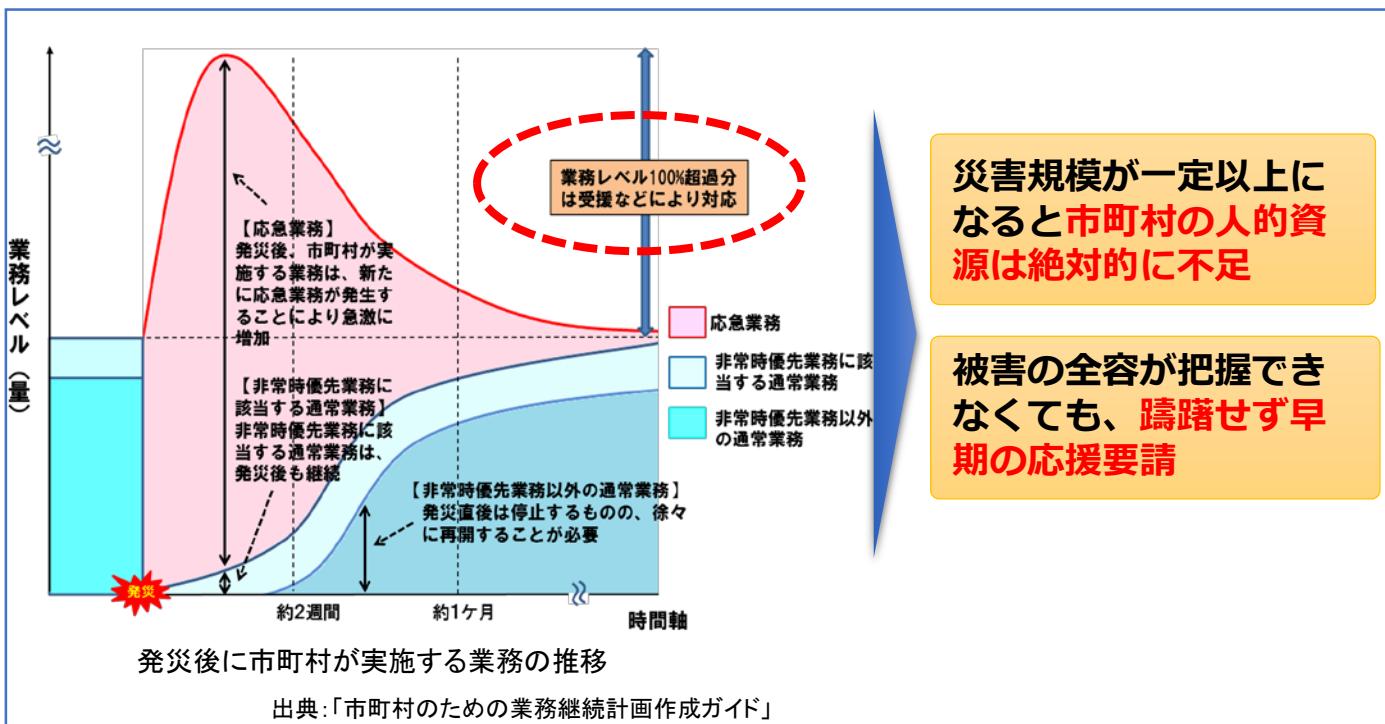
#### 【参考となるガイドライン・通知等】

- ・「[避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針](#)」
- ・「[避難所運営ガイドライン](#)」
- ・「[避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン](#)」
- ・「[福祉避難所の確保・運営ガイドライン](#)」

# 5. 応援の受け入れ体制の確保

## 被災の教訓を踏まえた取組の方向性

- 国・都道府県・他市町村・救助機関・医療機関・ボランティア等様々な主体からの人的支援を十分活用できるよう、応援要員の到着時期や支援内容等を事前に把握しておく
- 他市町村との災害時相互応援協定を締結しておく
- 応援要員による現地本部(災害ボランティアセンターなど)と市町村災害対策本部との適切な役割分担・連絡調整を図る
- 円滑な応援要員の受入調整ができるよう、受援計画を策定する(受援調整組織を設置し対応を一元化、応援を必要とする業務の整理)



災害時相互応援協定の締結

+

受援調整班を設置し対応を一元化

+

受援計画の策定

=

円滑な応援受入による災害対応力強化！

## 実施すべき対策

### ● 外部応援が想定される災害対策業務の把握

平時の備え

- 外部からの応援が期待できる災害対策業務について、応援要員の到着時期や支援内容を確認  
※救命救助、医療、インフラ・ライフライン応急復旧、廃棄物処理などは、専門分野ごとに調整された応援派遣がなされるため、被災市町村の受援調整に関する負荷は比較的小さい。
- 外部応援が想定されることを考慮して、応援協定の締結や地域防災計画の見直し等を実施

## 【参考1】主な災害応援業務

種別	想定される応援内容
救助・救急、消火活動	緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の出動、DMATの派遣
避難所運営	避難所運営要員の派遣
社会基盤施設の緊急対策	土木・農林職員(災害査定、復旧工事)、建築職員(庁舎・公共施設等復旧工事)の派遣
物資集積・配送拠点運営	運営職員派遣
給水	給水車の派遣
健康・保健	保健師、管理栄養士の派遣(被災者の健康・栄養相談、避難所の衛生対策、防疫・消毒等)、仮設風呂の設置
生活衛生対策	仮設トイレの提供、し尿くみ取り車の派遣
被災者の生活支援	建物被害認定士の派遣、窓口担当職員の派遣(罹災者名簿作成業務、罹災証明書発行業務、各種支援窓口業務(申慰金、生活再建支援金、義援金、生活福祉資金特例貸付、課税等)、相談業務等)
災害廃棄物の処理	ごみ収集車の派遣
災害ボランティアの活動促進	ボランティアコーディネーター、ボランティアバス等による災害ボランティアの送り込み・斡旋等

出典:「災害時応援受け入れガイドライン」(災害時受援体制検討委員会(兵庫県))から抜粋

## 【参考2】国等が派遣等する要員

国が派遣する要員	国等の関与により派遣調整が行われる要員
<p>【初動期】(発災～3日程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自衛隊</li> <li>○海上保安庁</li> <li>○被災文教施設応急危険度判定士(文部科学省)</li> <li>○災害対策現地情報連絡員(リエゾン)(国土交通省)</li> <li>○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)(国土交通省)</li> </ul>	<p>【初動期】(発災～3日程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○救助・救急対策要員 <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察災害派遣隊(即応部隊)(警察庁)</li> <li>・緊急消防援助隊(消防庁)</li> </ul> </li> <li>○医療対策要員(DMAT(厚生労働省))</li> <li>○給水車、給水要員((社)日本水道協会)</li> <li>○被災建築物応急危険度判定士 (近畿被災建築物応急危険度判定協議会)</li> <li>○被災宅地危険度判定士(国土交通省)</li> </ul> <p>【応急対応・復旧期】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○警察災害派遣隊(一般部隊)(警察庁)</li> <li>○水道復旧要員((社)日本水道協会)</li> <li>○下水道復旧要員((公社)日本下水道協会)</li> <li>○農地・農業用施設復旧要員(農林水産省)</li> <li>○災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net) (環境省)</li> <li>○海外からの派遣(外務省)</li> </ul>

出典:「大規模広域災害発生時における都道府県相互の広域応援の今後の方向性について(報告)  
(全国知事会危機管理・防災特別委員会 広域応援推進検討ワーキンググループ)

# 5. 応援の受け入れ体制の確保

平時  
の備え

## ● 災害時相互応援協定の締結

- 発災早期から応援を受けられるよう近隣市町村と相互応援協定を締結するとともに、同時被災を避ける観点から遠方の地方公共団体との協定締結も考慮する
- 平時から訓練等を通じて、顔の見える関係を構築しておく

### 【参考1】災害対策基本法における災害時相互応援協定に関する規定

(円滑な相互応援の実施のために必要な措置)

**第49条の2** 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※災害予防責任者とは、災害対策基本法第47条において、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。

### 【参考2】顔の見える関係づくり～長野県飯田市・千葉県君津市～

25  
年度

#### 4/18 飯田市・君津市との災害時相互応援協定・締結式

9/1 飯田市総合地震防災訓練

救援物資搬送訓練・図上訓練見学

救援物資搬送訓練

9/28 君津市総合防災訓練

10/12 君津市消防団を視察  
[飯田市消防団]

消防団組織再編・機関更新



市花が同じ  
ミツバツツジが縁

君津市総合防災訓練に参加する飯田市職員

26  
年度

8/31 飯田市総合地震防災訓練

救援物資搬送訓練・図上訓練見学

救援物資搬送訓練

9/27 君津市総合防災訓練

8/30 飯田市総合地震防災訓練

緊急物資搬送訓練・  
目標管理型災害対策本部運営訓練

地区防災計画の策定方法  
地区における防災訓練方法

11/11 飯田市を視察  
[君津市南子安連合自治会]



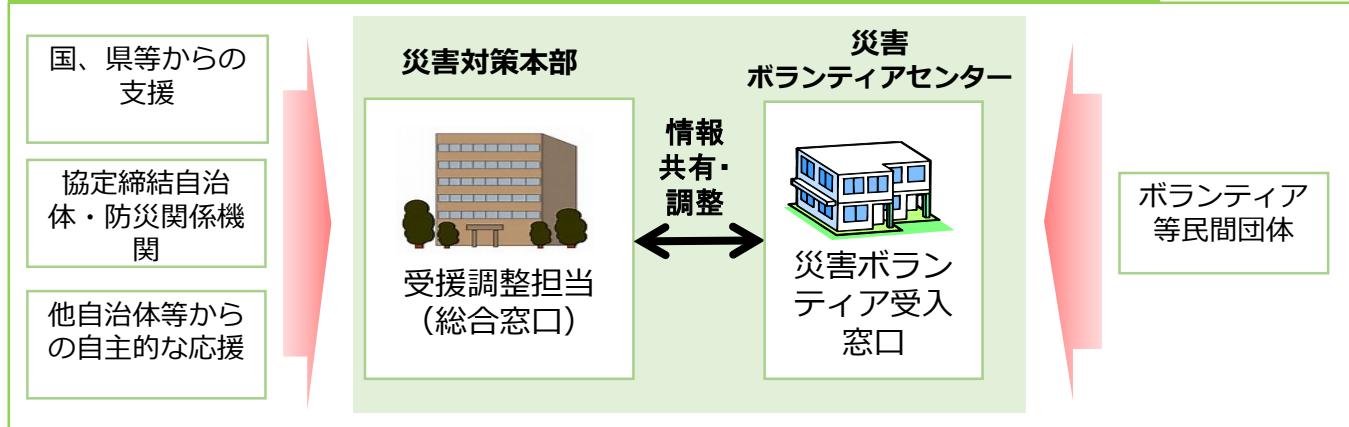
担当者の連絡先等を交換するだけでなく、相互に防災訓練に参加するとともに、懇親会等の交流・情報交換の場を設けることで、平時から“顔の見える関係づくり”を行っている。また、実際にそれぞれの市に出向くことにより、相互の地理や災害リスクを確認することに繋がる。

出典：「水害時における避難・応急対策の今後のあり方について（報告）」

## 受援計画の策定(受援調整組織を設置し対応を一元化)

- 受援を総括する組織(受援調整担当)を災害対策本部内に設置し、専任の職員を配置する
- 受援調整担当は、応援受け入れの総合窓口として、人的支援の申出の受付、担当部との調整、支援のニーズの把握、応援職員宿泊場所等の斡旋を実施する

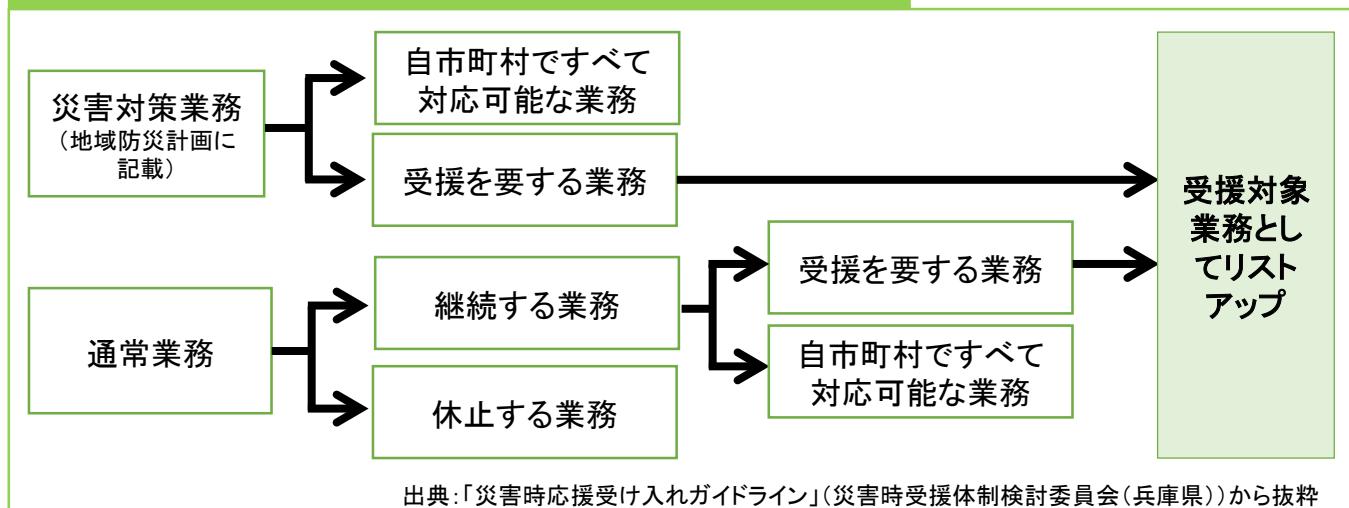
### 【参考】災害対策本部(受援調整担当)と災害ボランティアセンターの役割分担のイメージ



## 受援計画の策定(応援を必要とする業務の整理)

- 応援が必要な業務を洗い出し、応援職員に依頼する業務、派遣を要請する職種等をあらかじめ定める

### 【参考】受援対象業務の絞り込み



出典:「災害時応援受け入れガイドライン」(災害時受援体制検討委員会(兵庫県))から抜粋

### 【参考となるガイドライン・通知等】

- ・「災害時応援受け入れガイドライン」(災害時受援体制検討委員会(兵庫県))
- ・「岩手県災害時受援応援計画」(岩手県)
- ・「関西広域応援・受援実施要綱」(関西広域連合広域防災局)
- ・「神戸市災害受援計画」(神戸市)
- ・「大規模広域災害発生時における都道府県相互の広域応援の今後の方向性について(報告)(全国知事会危機管理・防災特別委員会 広域応援推進検討ワーキンググループ)」

# 6. ボランティアとの連携・協働

## 被災の教訓を踏まえた取組の方向性

- 一般の個人ボランティアや、その受け入れを行う災害ボランティアセンター（主に社会福祉協議会（社協）が運営、以下災害VC）、災害対応にノウハウを有するNPO/NGO等のボランティア団体、その他日本赤十字社、日本青年会議所など多様な主体と平時から連携、協働した、支援活動を行える体制を作りておく
- ボランティアがその力をより発揮できるよう、発災時の円滑なボランティアの受け入れや、ボランティア側との情報共有を実施しておく

## 実施すべき対策

### ● ボランティア受入に関する役割の分担と平時からの連携

平時  
の備え

- 災害VC開設・運営等発災時の対応について、被災により市町村社協による立上げに支障がある場合なども想定した上で、市町村社協や、都道府県、都道府県社協等と事前に協議するなどの検討を実施する
- 平時から、市町村社協や、ボランティア団体等と協働して、連携訓練や研修、交流会を実施するなど、「顔の見える関係」の構築を図る

✓ 防災担当課とボランティア担当課（福祉系）が分かれている場合には、その連携も図る。

### 【参考】平時からのボランティアとの連携事例　～静岡県～

#### ■ 東海地震等に備えた災害ボランティアネットワーク委員会

【目的】平常時から県内外の災害ボランティアと関係者との信頼関係の構築と情報交換を行い、災害時の広域支援体制づくりと、広域支援体制のあり方の検討する。



【構成】平成20年度に学識経験者、NPO、NGO、労働団体、社会福祉協議会、行政等で構成。事務局はNPO法人静岡県ボランティア協会に設置。

【活動】平成20年度に設置し、年3回程度委員会を開催。

平成27年度第1回委員会  
(静岡県ボランティア協会ボランティアビューロー)

#### ■ 各地域災害ボランティア連絡会

県の地域防災計画では、「応急対策に関する様々な局面において、ボランティアの能力が最大限発揮されるよう、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重しつつ、マニュアルを踏まえ、ボランティア活動への支援体制を速やかに整える」と規定。



関係機関等による災害ボランティアの受け入れに関する連携体制の確立を図るため連絡会を県内4地域で開催。  
出席者：市町担当職員、市町社会福祉協議会、ボランティア団体 等



西部危機管理局(磐田市) H28.1.18



中部危機管理局(藤枝市) H27.11.27

出典：静岡県社会福祉協議会・静岡県ボランティア協会提供資料

## ● 災害ボランティアセンターの開設・運営

応急  
段階

復旧  
段階

- 災害VCの設置に当たっては、ホームページ等により、ボランティアの受入に関する現状や、いつから被災地入りしてほしいかなどの見通しを示すとともに、求められる活動内容、持参すべき装備、宿泊所の状況等の情報を発信する
- ✓ 資機材の提供や移動のためのバス、駐車スペースの手配、宿泊先の紹介、被災地の被害情報（道路状況等）の提供などを支援する。
- 時間の経過とともにボランティアの数も減少することが多いため、継続的な呼びかけを実施する

## ● 災害時におけるボランティア関係者との連携

応急  
段階

復旧  
段階

- ボランティアによる支援活動が円滑に行われるよう、積極的に災害VCや、ボランティア団体等との情報共有を図る場を設置する

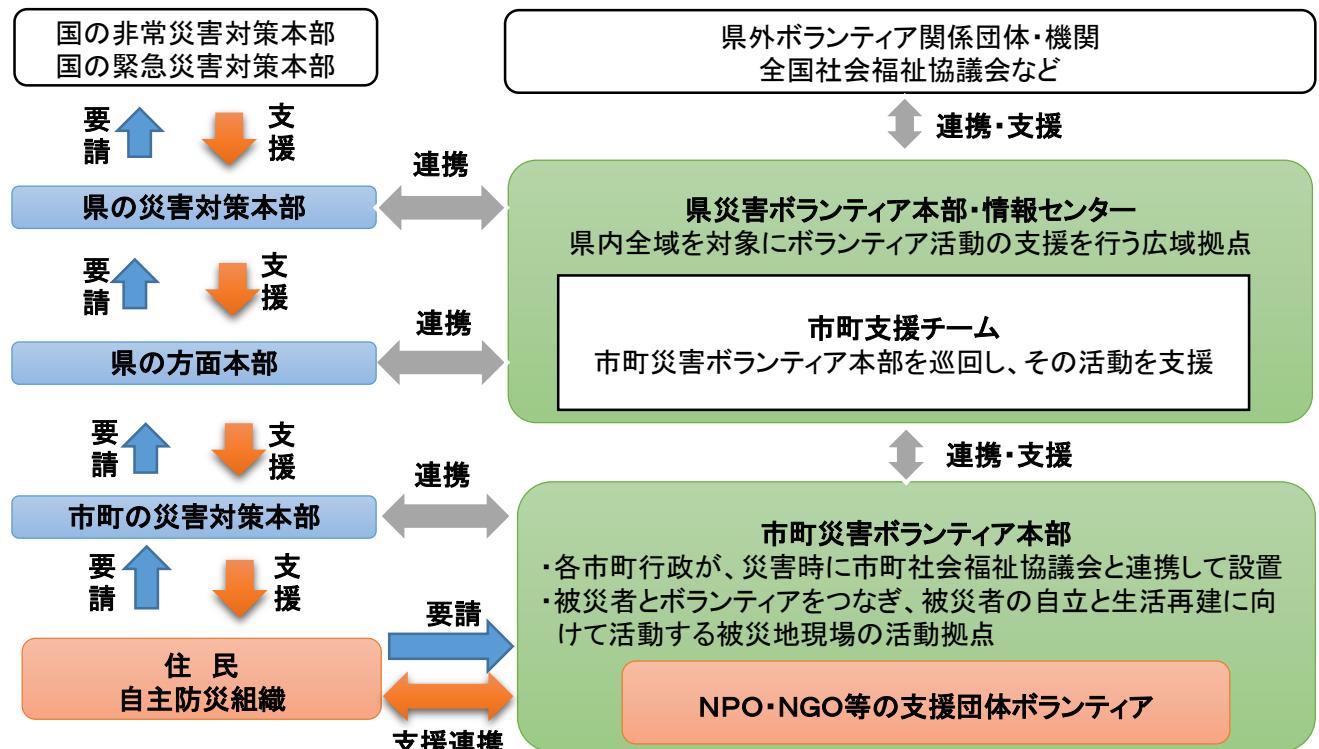
例：災害VCへの職員派遣、ボランティア側の災害対策本部への参加、情報共有会議開催など

### 【参考1】災害時に情報共有を図る場を設置した事例～常総市～

関東・東北豪雨災害における常総市では、常総市、県、市社協、県社協、地元NPO、他地域から参加した外部支援NPOという6者が毎週打合せをして、被災者に対する支援内容について方針を確認して、一体的な活動ができた。

出典：「水害時における避難・応急対策の今後のあり方について（報告）」

### 【参考2】災害時のボランティア受入体制図～静岡県～



出典：静岡県社会福祉協議会提供資料

## 7. 生活再建支援

### 被災の教訓を踏まえた取組の方向性

- 被災者台帳について、災害発生時に速やかに作成できるよう平常時から準備しておく。  
災害発生時には速やかに作成し、被災者の援護を効率的に実施するために利用する
- 住家被害認定調査・罹災証明書の交付について、災害発生時に速やかに業務に着手できるようマニュアル等を整備し、他の地方公共団体・民間団体による応援体制を構築するなど、実施体制の整備をしておく
- 被災者生活再建支援制度について、被災者に対し制度に関する情報提供をするとともに円滑な窓口対応(支給申請書の内容や必要書類の確認等)ができるようにしておく
- 激甚災害制度について、早期の指定のため、都道府県・市町村においては、被害状況の把握を迅速に進められるようにしておく

### 実施すべき対策

#### ● 被災者台帳の作成に向けた準備

平時  
の備え

#### □ 災害発時における速やかな被災者台帳作成に向けた平常時の準備

- ✓ 被災者台帳は、応急・復旧段階において、被災者への公平な支援を効率的に実施するために有効。
- ✓ 初動段階から応急・復旧段階までの各段階において、被災者台帳をどう作成・利用・提供していくかについて平常時から検討し、被災者台帳の作成形式、被災者台帳に掲載又は記録する各事項の具体的な内容、作成・運用に係る手順やルールを事前に決めておく。
- ✓ 被災者台帳の作成に向けた準備にあたっては、「被災者台帳の作成に関する実務指針」に掲載している「被災者台帳作成チェックリスト」等を参考とされたい。

#### 【参考】被災者台帳のメリット(例)

被災者台帳を「作成」した場合	被災者台帳を「未作成」の場合
地方税の減免申請のため被災者が市町村の窓口を訪れた際、窓口職員が被災者台帳を確認したところ、国民健康保険料の減免申請がなされていなかつたため、その手続も行うよう案内し、援護の漏れを防止することができた。	地方税の減免申請のため被災者が市町村の窓口を訪れたが、国民健康保険料についても減免対象となることを被災者も窓口職員も知らなかつたため、地方税の減免申請のみしか行われず、援護の漏れが生じてしまった。
A部署が収集した情報を被災者台帳に記載(掲載)され、B部署はその情報を共有することができたため、別途情報収集する時間が省け、その時間を被災者支援業務に充てることができた。	A部署が収集した情報を他の部署と共有していかつたため、A部署が情報を保有していることを知らないB部署は、A部署が収集した情報と同じ情報を時間と労力をかけて別途収集してしまった。
避難所に避難した後、別の場所に移られた被災者がいたが、被災者台帳により被災者の居所及び連絡先を把握できたため、被災者への情報提供を適切に行うことができた。	避難所に避難した後、別の場所に移られた被災者がいたが、被災者の居所及び連絡先がわからず、被災者への情報提供を行うことができなかつた。

## □ 被災者台帳の記載(記録)事項、作成形式

- ✓ 被災者台帳には、法定の事項を全て記載又は記録すること。  
ただし、収集可能なものから順次記載又は記録することは差し支えない。
- ✓ 法定の記載(記録)事項について、具体的にどのようなデータ項目とするかは、「被災者台帳の作成に関する実務指針」に掲載している「被災者台帳作成にかかるデータ項目の例示」等を参考とされたい。
- ✓ システムの活用、紙媒体による管理等、どのような形式で作成しても差し支えない。
- ✓ 簡易な被災者台帳ファイル(Excel版、Access版)については、以下の内閣府HPに掲載。  
被災者台帳 <http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/daichou.html>

## □ 被災者台帳を利用した被災者援護の実施

- ✓ 被災者援護のため台帳情報を利用する部署間で台帳情報を共有する。
- ✓ 台帳情報を有効に活用して被災者に対する援護を総合的・効率的に実施する。
- ✓ 被災者台帳利用開始後も、居所や被害の状況、援護の状況などの情報は変わっていくので、被災者援護を継続して実施できるよう、最新の情報を把握したときは速やかに台帳情報を更新する。

### 【参考】被災者台帳の記載(記録)項目

#### 1. 災害対策基本法(第90条の3)

- ① 氏名
  - ② 生年月日
  - ③ 性別
  - ④ 住所又は居所
  - ⑤ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
  - ⑥ 援護の実施の状況
  - ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
  - ⑧ 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 〔※内閣府令:  
災害対策基本法施行規則第8条の5〕

#### 2. 災害対策基本法施行規則(第8条の5)

- ① 電話番号その他の連絡先
- ② 世帯の構成
- ③ 罹災証明書の交付の状況
- ④ 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ⑤ 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ⑥ 被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

### 【参考となるガイドライン・通知等】

- ・「被災者台帳の作成に関する実務指針」(平成27年3月)
- ・「災害対策基本法等(安否情報の提供及び被災者台帳関連事項)の運用について」(平成26年1月24日)
- ・「平成26年度被災者台帳調査業務報告書」(平成27年3月)







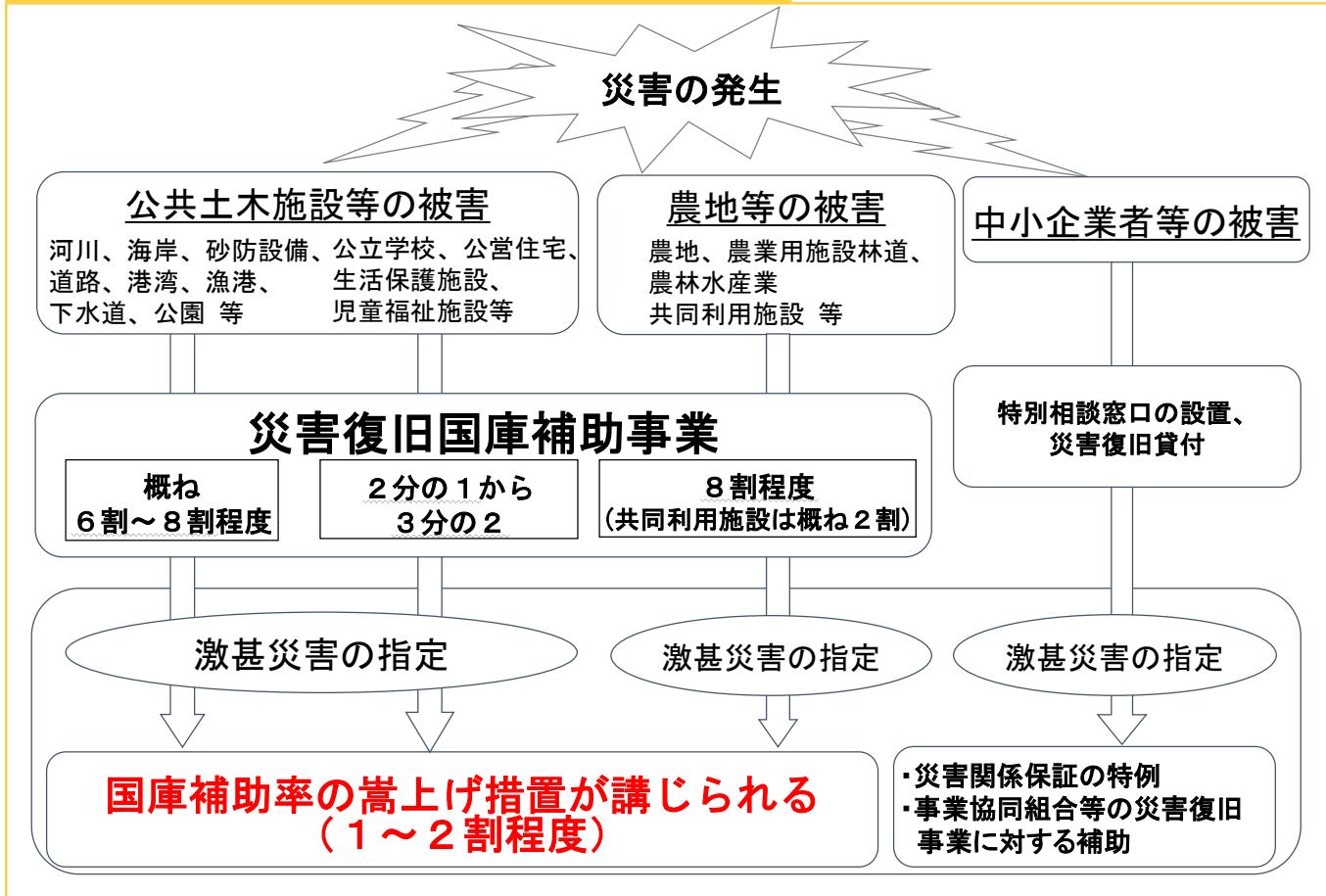
## 激甚災害指定のための被害状況把握

応急  
段階

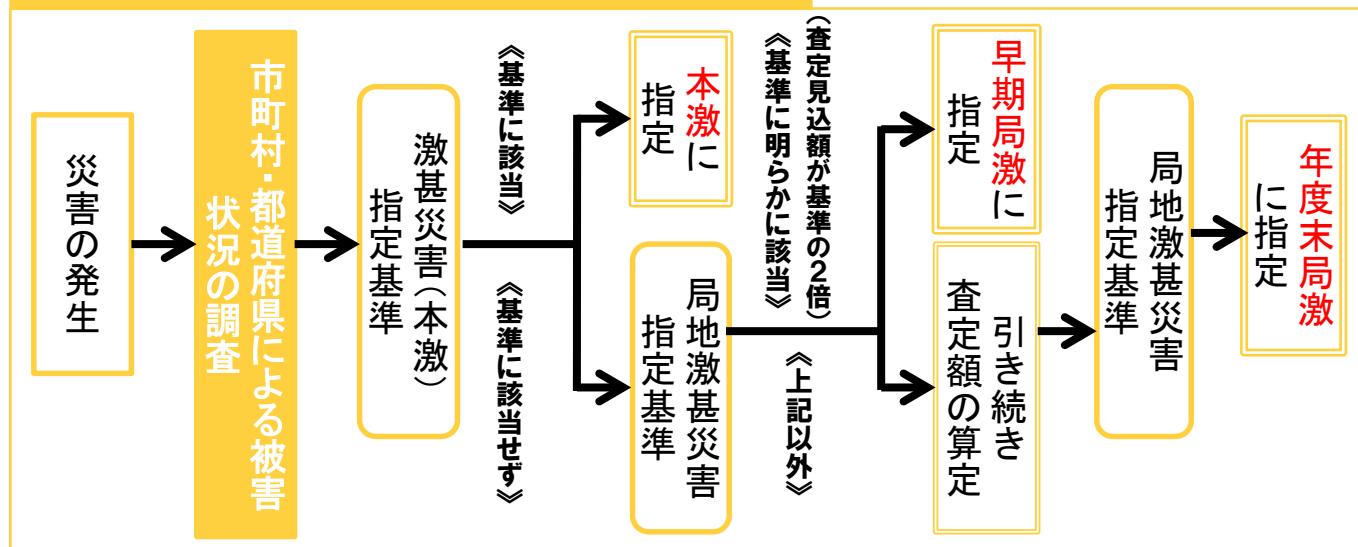
復旧  
段階

- 早期の激甚災害指定のため、都道府県・市町村においては、下記に掲げられている被害状況の把握を迅速に進められるようにしておく

### 【参考1】 激甚災害制度の概要



### 【参考2】 指定の基本的な流れ(公共土木・農地の場合)



### 【参考となるガイドライン・通知等】

- ・「激甚災害制度の概要」
- ・「激甚災害制度Q&A」
- ・「最近の激甚災害の指定状況について」

# 8. 災害救助法の適用

## 被災の教訓を踏まえた取組の方向性

- 平時より災害救助法の流れについて確認しておくとともに、国庫負担の対象となる事例を確認しておく
- 災害救助法による救助については、基準を超えて救助を行う必要がある場合には、手続きをとることで、基準を超えた救助も実施できることを確認しておく

## 実施すべき対策

初動  
段階

### ● 災害救助法の適用

- 大規模災害の場合には、災害救助法が適用される場合があるが、その際は、被害情報など都道府県の適用判断の参考となる情報について、迅速に都道府県に伝えることが重要である。

#### 【参考1】災害救助法事務の流れ



※ 災害救助法は、都道府県知事が市町村ごとの区域を定めて適用することとされていることから、まずは、都道府県において、市町村からの情報収集等により、適用の可能性を検討することとなる。

## 応急救助の実施検討

- 市町村は、平時より、都道府県から委任を受けて行う災害救助法の救助項目ごとに、発災時の対応を検討しておく

### 【参考1】避難所の設置の場合

	一般基準	備考
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	
費用の限度額	1人 1日当たり <u>320円</u> 以内	冬季は別途加算可
救助期間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内	
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

### 主な留意事項

- あらかじめ指定した避難所でなくとも、被災者が避難して実質的に避難所としての機能を果たした場合は対象。
- 原則として、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を避難所に指定すること。
- 要配慮者向けに福祉避難所(次頁参照)を設置することも可能であること。
- 避難の長期化が見込まれる場合や要配慮者を対象に旅館やホテルを借り上げて、避難所とすることも可能。

### 国庫負担に関する例

- ✓ 市町村等職員の残業代等は災害救助事務費で、職員以外の方を雇い上げた場合には賃金職員等雇上費で、それぞれ国庫負担の対象となる。
- ✓ 携帯電話の充電器や電源タップなどは、個人に配付せず、避難所に設置して不特定多数で使用する場合には、国庫負担の対象となる。
- ✓ 毛布・タオル・下着類・歯ブラシ・消毒液・ハンドソープ・市販薬などについても、個人に配付せず、避難所に設置して不特定多数が使用する場合（毛布・タオル・下着類・歯ブラシ等の場合は、個人使用後に返却又は破棄）には、国庫負担の対象となる。
- 救護班による医療の提供とは別に、避難所にいる被災者の心のケアなどの観点から、医師や看護師等を避難所に常駐させ、被災者のケアに当たる場合は、本来業務の枠組みでの対応となるため、基本的には、国庫負担の対象とはならない。
- 避難所に避難していない被災者（以下「在宅避難者」という。）についても、炊き出しや応急修理等、災害救助法上の救助の対象となる場合があるので、救助項目の周知等については、幅広く、多様な方法（自治体HP、避難所や公共施設への掲示、広報紙や回覧板などの配布、ボランティアなどによる声かけ訪問等）で対応する必要がある。



## 主な留意事項

- この制度の趣旨は、日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものであるから、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給は制度上想定されていない。
- 全壊(焼)の場合は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、対象とならないが、修理することで居住することが可能な場合は、個別に対象とすることは可能である。(ただし、この場合、応急仮設住宅の供与は不可)
- 借家等は通常はその所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が実施すべきであり対象とはならない。

## 国庫負担に関する例

- ✓ 住宅の被害認定において、「半壊」とされた場合には、所得制限にかかる限り、「住宅の応急修理」制度において、国庫負担の対象となる。
- ✓ 住宅の被害認定において、「大規模半壊」あるいは「全壊(と判定されたが、住宅を応急修理して住むことにした者)」とされた場合には、所得に関わりなく「住宅の応急修理」制度において、国庫負担の対象となる。
- ✓ 「住宅の応急修理」制度は、業者との契約を自治体が行うこととなるため、早急に被災者に対して周知することが重要。
- 「被災した住宅の応急修理」は、「応急仮設住宅の供与」との併給は制度上、想定されていないため、上記のような、「全壊」世帯に対する修理については、十分に説明を行うことが必要。
- 対象者が著しく多数の場合などに、被災者自ら契約し、既に着手した応急修理について、自治体が契約を引き継ぐことは可能であるが、業者への支払いが終わっている被災者に対し金銭を交付することはできないので、留意する。

## 特別基準の要請

応急  
段階

- 特別基準の要請は、応急救助の期間、費用の限度額が一般基準を超えそうな場合に都道府県から国に協議がなされるものであるが、協議に当たっては、発災時から必要書類(受払簿等)が必要になるので、あらかじめ準備をしておく

### 【参考】特別基準が可能な部分の例

(金額は平成28年4月1日現在)

		一般基準 (※)	特別基準
避難所の設置	金額	一日あたり一人320円	○(上限設定可)
	期間	発災日から7日以内	○(延長可)
炊き出しその他のによる食品の給与	金額	一日あたり一人1,110円	○(上限設定可)
	期間	発災日から7日以内	○(延長可)

※関係法令を踏まえ、条例で定められている基準

【参考となるガイドライン・通知等】  
・[「災害救助事務取扱要領」](#)



